

決議書

**広陵町社会福祉協議会の予算から裁判賠償金(222万円)を支出しないことを求める決議
「選挙運動理由の解雇違法」：平成23年3月8日奈良地裁判決**

(1) 事件の概要と経過

平成23年3月8日奈良地方裁判所は、広陵町社会福祉協議会（以下「社協」と略す）を被告とする慰謝料請求裁判において、原告の元デイサービス利用者の送迎運転手（社協非常勤職員）池幡純一氏（以下「原告」と略す）全面勝訴の判決を下した。この裁判は、原告が、平成21年6月14日執行された広陵町長選挙において、自ら有給休暇を取得して新人候補者の選挙運動を行ったことに対して、「準公務員としての性格を帯びる社協職員が特定候補の応援をするのは問題だ」として、同年6月29日に社協事務局長が原告を説諭したところ、同氏より「明日からは出勤しなくてもよいということですか」との質問に対し「その通りである」と回答して、以後の出勤を拒み社協が解雇権を濫用したものとして断罪された事件であった。

(2) 判決の概要

判決は、概ね以下の内容を指摘している。

- 1 原告が自主的に社協を退職したものではない。社協の側から「明日から来なくてよい」と告げたもので、原告は退職届を提出しておらず、社協から退職届を提出せよと求めた事実もない。
- 2 社協は「社協職員には公務員に準ずべき政治的公平さないし中立性が要請される」と主張するが、判決では「被告の職員（社協職員）が公務員であるとか公務員とみなすとも法的根拠があるものではない。外観からみて、広陵町の住民がどのような認識をもっているかがこれに影響を与えるべきものではない」とした。よって被告の主張には理由がなく解雇の正当性は認められない。
- 3 社協が定める非常勤職員就業規則に照らすと、原告の勤務状況に問題がなかったことは社協側証人も明言している。年休取得中に原告の行った選挙運動によって社協側に悪影響が生じたとは言えないので、これを理由に原告を解雇することに客観的合理的理由があるということは、到底できない。（中略）被告から原告に対する解雇の意思表示は、懲戒解雇・普通解雇いずれの要件も充たすものでなく、明らかに解雇権の濫用というべきものであるから、原告に対する不法行為となる。
- 4 損害として、①逸失利益114万1,885円 ②慰謝料70万円 ③弁護士費用20万円、計204万1,885円が認められる。社協は同額に平成21年6月29日より支払日まで年5分の金利を加算して支払え。この結果、損害合計額は222万1,179円と計算された。
- 5 原告のその他の請求は棄却する。

(3) 社協は判決を受け入れることを決定

この判決について社協は平成23年3月17日の理事会・評議員会において、控訴は断念し受け入れることを機関決定した上、この事件に関与した社協側関係者においてはいくばくかの費用弁済を求めること、その金額と按分については理事2名及び評議員4名を互選し、年度内にこれら6名による協議の上で確定させ、社協監事の了解も得た上で執行することを決定した。同6名による協議は同年3月30日に行われ、賠償額222万1,179円を折半し、半額を平岡仁社協会長が個人として弁済すること、残り半額は平成22年度社協予算（250万円を計上）から支出することを決定したので、翌日同年3月31日にその通り執行された。

(4) 社協予算を賠償金に充てることに反対する

しかしながら、上記のような決定では、町民の税金がどのように使われるかを常にチェックすることを任務とする議会としては重大な懸念を表明せざるを得ない。

第一に、今回の裁判開始について、理事会・評議員会において取り扱いを協議していない。

第二に、賠償金の按分の根拠が明確でない。

第三に、今回の裁判は、去る平成21年6月14日執行の広陵町長選挙において、社協会長であった町長が、社協職員がみずからと対立する候補者を応援したことを嫌悪したことが発端であって、社協運営とはまるで関係がないことであった。社協会長が、事業主の立場を利用して解雇権の濫用に及んだもので、判決はこのことを重視して慰謝料ばかりか原告側弁護士費用までも社協が負担すべしと判決したものであった。よって、原則的に会長が全額を負担すべきものである。当の会長からも「全額負担したい」との表明があった。

第四に、社協会長の誤った行動を止めることもせず、必要な批判も行わないまま判決受け入れを決定した当事者の当時の理事の責任も問われている。半額を既に社協会長が負担していることを踏まえ、理事が残りの111万円余りを負担することがこの際正しい責任の取り方である。そのことにより、社協予算から賠償金に充てることのないように求める。

(5) 平成23年4月7日付社協会長文書に関する見解

新年度に入った直後、社協会長（町長とも併記）より、社協理事・同監事・同評議員宛に「広陵町社会福祉協議会非常勤職員の離職に係る損害賠償請求事件の判決に対する対応について」と題した文書が送付された。この中で社協会長は次の3点について議論・検討を呼びかけているので、当議会は次の通り見解を明らかにしておきたい。

1. 職員の管理について

今回の判決で明らかにされたことは、社会福祉協議会の職員は公務員ではなく、社会福祉法人の労働者であることである。労働者が年休を申請するのは権利の行使であり、事業主に取得事由の承認を求める義務はない。このことを明確にした管理を徹底してほしい。「社協職員は準公務員」と就業規則にも定めのない主張が判決で退けられたことを自覚して運営してほしい。

2. 社会福祉協議会理事等役員の選任について

社協の運営について、会長判断に事実上一任している背景には、理事と評議員が、町と町が補助金を給付している各種団体の役員が、理事・評議員に名前を連ねる充て職であることも関係している。むしろ民間の社会福祉法人としての性格を鮮明にするため、これらの充て職方式については見直す必要がある。町長が社協会長を兼務することについては、今回の判決受け入れをふまえ、既に本人が5月30日理事会でも述べた通り退任することに賛成する。また町職員を社協に出向させていることについても、事業の円滑な執行を前提に、あわせて見直すべきである。当議会議員についても同様に見直すこととする。

3. 社協の取り扱い業務の再検討について

社協の実施する業務内容についても見直しを行い、社協でなければできない業務に特化し、民間の介護保険事業団体が進める事業については、利用者に不利益が被らないことを前提にして利用者の継続依頼を検討することを提案する。

以上、決議する。

平成23年6月9日

広陵町議会